(4)　国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境、肥満その他の健康状態並びに高血圧症、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響等循環器病に関する正しい知識を持ち、日常生活において循環器病の予防に積極的に取り組むよう努めるとともに、自己又はその家族等が循環器病を発症した疑いがある場合においては、できる限り迅速かつ適切に対応するよう努めなければならないこととした。

(5)　保健、医療又は福祉の業務に従事する者は、国及び地方公共団体が講ずる循環器病対策に協力し、循環器病の予防等に寄与するよう努めるとともに、循環器病患者等に対し良質かつ適切な保健、医療又は福祉に係るサービスを提供するよう努めなければならないこととした。

2　循環器病対策推進基本計画等（第九条～第一一条関係）

(一)　循環器病対策推進基本計画

政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の推進に関する基本的な計画（以下「循環器病対策推進基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。

(二)　関係行政機関への要請

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に対して、循環器病対策推進基本計画の策定のための資料の提出又は循環器病対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができることとした。

(三)　都道府県循環器病対策推進計画

都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならないこととした。

3　基本的施策（第一二条～第一九条関係）

国及び地方公共団体は、循環器病の予防等の推進、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、医療機関の整備、循環器病患者等の生活の質の維持向上、保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、情報の収集提供体制の整備、研究の促進等必要な施策を講ずることとした。

4　循環器病対策推進協議会等（第二〇条及び第二一条関係）

(一)　循環器病対策推進協議会

(1)　厚生労働省に、循環器病対策推進基本計画の案の作成に関する事項を処理するため、循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。

(2)　協議会は、委員二〇人以内で組織することとした。

(3)　協議会の委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命することとした。

(4)　協議会の委員は、非常勤とすることとした。

(二)　都道府県循環器病対策推進協議会

(1)　都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画の案の作成に関する事項を処理するため、都道府県循環器病対策推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を置くよう努めなければならないこととした。

(2)　都道府県協議会は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成することとした。

5　検討（附則第二条及び附則第三条関係）

(一)　政府は、肺塞栓症、感染性心内膜炎、末期腎不全その他の通常の循環器病対策では予防することができない循環器病等に係る研究を推進するとともに、その対策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるほか、歯科疾患と循環器病の発症との関係に係る研究を推進するものとすることとした。

(二)　政府は、(一)のほか、糖尿病に起因して人工透析を受けている者等で下肢末梢動脈疾患を有するものが適切な診断及び治療を受けられなければその予後に著しい悪影響を及ぼすことが多いことに鑑み、糖尿病に起因して人工透析を受けている者等及びこれらの者の家族に対する下肢末梢動脈疾患の重症化の予防に関する知識の普及、人工透析を実施する医療機関と専門的な下肢末梢動脈疾患に係る医療の提供を行う医療機関の間における連携協力体制の整備、人工透析を実施する医療機関において医療の業務に従事する者の下肢末梢動脈疾患の重症度の評価等に関する知識の習得の促進等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。

(三)　政府は、てんかん、失語症等の脳卒中の後遺症を有する者が適切な診断及び治療を受けること並びにその社会参加の機会が確保されることが重要であること等に鑑み、脳卒中の後遺症に関する啓発及び知識の普及、脳卒中の後遺症に係る医療の提供を行う医療機関の整備及び当該医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備、脳卒中の後遺症を有する者が社会生活を円滑に営むために必要な支援体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。

6　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（政令第三三六号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、当該選挙の期日）現在により当該告示日の前日に行うこととした。（第一条関係）

2　署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙についての署名収集の禁止期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前六〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第二条及び第三条関係）

3　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。（第四条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。